

第1回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年1月7日（木）10：30～10：45

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

中西次長、室谷参事官、水野参事官補佐

4. 議 題

(1) 北朝鮮の核実験について（声明）

(2) その他

5. 配付資料

(1) 北朝鮮の核実験について（声明）

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第1回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目が北朝鮮の核実験について（声明）です。2つ目がその他です。

それでは議題1について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。昨日1月6日、北朝鮮が核実験を実施した旨の発表を行いました。これを受けて、我が国においては、内閣総理大臣から声明が発出され、国家安全保障会議において、総理指示が出されるなどの対応がとられております。平和利用と核不拡散を最重要事項とする原子力委員会においては、これまでどおり北朝鮮の核実験を非難する旨の声明を発出すると原子力委員の御意向に沿い、事務局にて声明案を作成いたしました。本日はこの案について御審議いただきたく存じます。

まずは事務局の水野参事官補佐から案文を読み上げます。お願いします。

(水野参事官補佐) それでは配付しております資料第1号を読み上げさせていただきます。

「北朝鮮の核実験について(声明)」案。平成28年1月7日。原子力委員会。

1. 平成28年1月6日、北朝鮮が4回目の地下核実験を実施した。これは、国際平和と安全保障に対する明白な脅威であると同時に、核軍縮と核不拡散の取組を推進する国際社会に対する挑戦であり、本委員会は強く非難する。

2. 国際社会が国民の福祉の向上を目指して原子力の研究、開発及び利用を行うためには、核軍縮の推進と国際的な核不拡散体制の維持・強化が必要不可欠である。本委員会は、国際連合、国際原子力機関等におけるそのための取組を支持するとともに、我が国が率先してその推進の一翼を担うべきと考えている。

3. 今回、度重なる安保理決議に違反して北朝鮮が再度核実験を強行したことは、包括的核実験禁止条約の成立を含め核軍縮・核不拡散体制を強化する取組を進める諸国民に打撃を与え、核兵器の究極的廃絶を希求する我が国国民の強い願いを無視する行為であり、断じて許されない。本委員会は、北朝鮮に対して、核兵器開発計画を即時かつ全面的に放棄し、速やかに国際核不拡散体制に復帰することを強く求める。

以上でございます。

(岡委員長) どうもありがとうございました。

それでは御意見を伺いたいと存じます。

阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 基本的にこれでよろしいかと思えます。強く非難する、断じて許されないと、最後に強く求めると。これでよろしいと思うのですが、ちょっとだけ今、読み直して気がついたのですけれども、2ポツの最初「国際社会が国民の福祉の向上を目指して」というくだりですけれども、この「国際社会」というのは要するに世界ですよ。それが急に「国民が」というところ飛んでくるのが、若干、私は言葉として据わりがよくないので、いうとすれば、「国際社会が人々の福祉の向上を目指して」、つまり国の国民ということではなくてです。というのか、あるいは、それでも国民というのであれば、「各国民」、つまり1つの国ではなくて、みんな、全部の国だということです。どっちの方がいいんじゃないかなという気がしますが、いかがでしょうか。

(岡委員長) 御提案は、国際社会が人類の、何とおっしゃったんですか。

(阿部委員) 「人々の」。「人類の」でもいいですね。「人類の」の方がいいかもしれません。

(岡委員長) 人類の福祉。いかがですか。

(阿部委員) 高く聞こえますよね、人々というよりも。私は、では、「人類」というのを提案します。

(岡委員長) 国民というと、日本国民かもしれないという、そういうイメージですね。「人類」の方がいいんじゃないかということですが。中西先生、よろしいですか。

では、これは「人類」ということでよろしいでしょうか。

先生、その他御意見いかがでしょうか。

(阿部委員) これで案文はよろしいかと思いますが、ちょっと3点だけ参考までに申し上げたいのですけれども、3ポツの最初で「度重なる安保理決議に違反して」というくだりがありますね。ここは大事なところでございまして、つまり日本国民として非難するということ、あるいは断じて許されないということを表示することも大事ですけれども、安保理決議に違反しているんだということは、実はこれは国連憲章に基づいて、強制的、義務的に北朝鮮は核計画を放棄するべきであるということをいっている決議でございしますので、それをここで引用するということは非常に大事なことなので、申し上げておきます。

そういう意味において、いろいろな人、いろいろな国が非難声明を出していますね。これは皆さんそういうことなのですが、各々よく読んでみて、中に安保理決議のこともいっているかどうかというのが非常に大きな違いでございまして、その安保理決議の中には、核計画の放棄を求めると同時に、これも義務的、強制的に北朝鮮に制裁を科すことを定めたのですね。したがって、それをいっている国は、それをやるということの意思を示したわけですが、もしいっていない人がいるとすると、これは余りやる気がないのかもしれないので、そこはよく、もしこれからお読みになるときは注意してもらえたらいいかと思います。

それからもう一つは、最初にこれは核実験を実施したということ、ある意味ではこの委員会の判断を示したわけですが、科学的には本当にそういえるのかという意見もあります。ただし、それは一部の専門家は、核分裂物質が検知されるまでは核実験とは確認できないんだということをおっしゃいます。確かにそのとおりなのですね。確実に核実験だということを行うためには、高崎にあります測候所、あるいは他の方法で核分裂物質が出てきたということを確認する必要があるのですが、ただ、別の意味において、科学的にはこれは核実験であるということについて、私は問題ないと思います。なぜかということ、あの程度のマグニチュード5前後の爆発ができるのは、それは5キロトンの通常爆薬を埋めてやればできますけれども、そんなことをするとは思えないし、できるとも思えない。そうすると、今の世界の科学では核爆発しかないのですね。したがって、これは核爆発であるということがいえるかと

思います。

それから、北朝鮮はこれは水爆だといっていますけれども、これが実はなかなか難しいところで、これから高崎その他で放射性物質が検出されて、どういう実験であったかというのを分析もなされますけれども、プルトニウムを使った爆弾でも、ウランを使った爆弾でも、水爆でも出てくるものは基本的に同じなのです。セシウム、ヨウ素、キセノン、ストロンチウムとか、したがって、なかなかそういうものを分析しても、若干の知識はありますけれども、断定は難しいので、そこはこれは最後まで恐らく難しいだろうと思います。

以上、御参考までに。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 私も基本的にこの声明に賛成でございます。今、阿部委員がおっしゃいましたけれども、本当は何が起きているのかということについて、揺れの問題や、振動の問題からだけではなく、つまり測定だけでなく、実際の環境中の化学物質について分離・分析をするということも必要ではないかと思えます。

それから、原子力の平和利用については世界中の人がもう当然と思っていることなので、このような声明を再度出さなくていいようになってほしいと願っているところでございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も声明案は、今の「人類」という修正をして、これでいいと思います。

少し歴史を振り返りますと、北朝鮮に軽水炉を供与して、平和利用ということも国際社会が目指したときもあったのですが、それを裏切って核実験を開始をして、今に至っているわけですが、ここに書かれたとおり、一刻も早く国際社会に復帰をするということを目指してもらいたいというふうに思います。

私の意見は以上ですけれども、阿部先生、他に何かございますか。よろしいですか。

それではこの声明を発表するというにいたしたいと存じます。

それでは、2つ目の議題についてお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

その他案件でございます。今後の会議の予定についての御案内でございます。

次回、第2回原子力委員会の開催につきましては、1月12日火曜日、10時から、中央合同庁舎8号館5階共用C会議室において実施する予定でございます。この会議におきまし

ては、新たな環境下における使用済燃料の再処理等に関する総合資源エネルギー調査会、原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループでの検討状況について、資源エネルギー庁から御説明を頂く予定でございます。

以上、御案内申し上げます。

(岡委員長) その他、委員から何か御発言ございますか。よろしいですか。

それでは、御発言がないようですので、本日の委員会は終わります。

—了—